



埼玉県報

第 2865 号
平成 29 年(2017 年)
1 月 13 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 平成 28 年 10 月から 12 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 足立北部土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道川越所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 国道 463 号の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 国道 463 号の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道加須北川辺線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道加須北川辺線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人フォーライフ

（変更後） 特定非営利活動法人MIFL

三 代表者の氏名

永嶋 玲二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市弁天一丁目二十八番九号

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、高齢者や障害者に対して、福祉・介助・介護に関する事業を行う。また、子ども・青少年に対して健全育成・自立支援を目的とした事業を行い、豊かで充実した地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（変更後） この法人は、社会福祉・心理臨床・介助・介護に関する事業を行う。また、子ども・青少年に対して健全育成・自立支援を目的とした事業を行い、豊かで充実した地域社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆめきらりこまがわ
- 三 代表者の氏名
小嶋 昌恵
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市につきさい花みず木五―六―七ファイガロー〇一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、まちの景観の維持管理・交流の場の運営を通して、地域の魅力を発信し、コミュニティの交流を促進することで、多世代が生き生きと活躍できる環境づくりと周辺地域の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人学童クラブプリズムの会
- 三 代表者の氏名
奥田 洋子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市上柴町西五丁目三番地六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、保護者の就労等で保育が必要とされる小学校児童に対して、安全で有意義な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発達を援助することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三十二号

平成二十八年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告示

埼玉県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目

（変更後）イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンモール株式会社 代表取締役 村上教行

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオン株式会社 代表取締役 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計百二十者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計百十三者

ハ 変更年月日

平成二十八年十一月十八日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十二月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から平成二十九年五月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年一月十三日から平成二十九年五月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキふじみ野店

埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番四十五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 混雑が予想される場合は、交通整理員を配置してください。
- (2) 商品搬入車輛、搬入作業や駐車場内の騒音及び室外機等の騒音などに関し十分配慮するとともに近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。
- (3) 夜間の店舗ネオン看板等から発光される光が、店舗敷地に近接する住宅等に対し光害とならないよう敷地外への遮光等について十分配慮するなど光害対策をしてください。また、近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。
- (4) 地元商工会及び商店会への加盟を御検討ください。

二 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から平成二十九年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、足立北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	成塚 常吉	埼玉県鴻巣市宮前四百九十一番地
同	渡邊 秋夫	同 糠田二千三百四十番地
同	伊藤 政士	同 箕田五十三番地
同	平賀 元宣	同 明用二百九十五番地
同	原口 治男	同 小谷千九百一番地
同	林 春男	同 荊原二十六番地
同	吉田 勝利	同 大芦千八百二十六番地
監事	武井 美津夫	同 糠田千四百十二番地
同	太田 隆男	同 箕田百五十五番地一
同	杉山 邦司	同 小谷九百五番地
同	小林 信雄	同 大芦千二百七番地三

二 退任

職名	氏名	住所
理事	平賀 元宣	埼玉県鴻巣市明用二百九十五番地
同	渡邊 秋夫	同 糠田二千三百四十番地
同	林 春男	同 荊原二十六番地
同	小林 克行	同 大芦千百二十番地
同	鈴木 敏夫	同 小谷二千三百三十五番地
同	成塚 常吉	同 宮前四百九十一番地
同	伊藤 政士	同 箕田五十三番地
監事	佐藤 繁	同 同五十八番地一
同	西木 満	同 大芦千五百五十五番地
同	水野 哲夫	同 小谷八百二十四番地
同	岡崎 茂	同 糠田千四百八十番地

告 示

埼玉県告示第三十六号

平成二十八年埼玉県告示第六百二十二号で公示した公共測量は、平成二十八年十月二十二日終了した旨測量計画機関である神川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三十七号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

四 作業期間

平成二十八年九月二十日から平成二十九年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第三十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（四級基準点設置）

三 作業地域

さいたま市緑区大字大崎地内

四 作業期間

平成二十八年十二月十四日から平成二十九年三月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第三十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八―五七―四号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市南区別所七丁目二百三十九番 外八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百十六立方メートル

告 示

埼玉県告示第四十号

草加市から草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十一号

草加市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十二号

蓮田市から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十三号

越生町から毛呂山・越生都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 免許の取消しをした年月日
平成二十九年一月六日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
大山 光義
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号
第一七六〇五号
- 五 免許取消しの理由
建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県告示第四十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県桶川市大字加納五百七十番地の十八

有限会社大澤

二 取消年月日

平成二十九年一月十三日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字下富字月見原七〇〇番一 地先から同市大字下富字月見原七〇一 番四地先まで		区 間
一三・五〇〃 一四・五〇	一一・五〇〃 一三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
二八・〇〇		延長 (メートル)
歩道拡幅工事による。		備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>県道川越所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字下富字月見原七〇〇番一 地 先から同市大字下富字月見原七〇一 番四 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年一月十三日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年一月十三日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第一 号で告示した道路区域の供用開始 である。 延長二八・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線 名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市小手指町一丁目四三番一 地先から同市小手指町一丁目四 五番五地先まで		区 間
一六・〇〇	一一・五〇 十六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
六七・三〇		延長 (メートル)
道路改良事業によ る。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

路線名	国道四百六十三号
供用開始の区間	所沢市小手指町一丁目四三番一地先から同市小手指町一丁目四五番五地先まで
供用開始の期日	平成二十九年一月十三日
備考	平成二十九年一月十三日埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号で告示した道路区域の供用開始である。 延長六七・三〇メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市中樋遣川字北瀬田和 一七四八番六地先から 同市中樋遣川字七釜戸三〇 九六番地先まで		区 間
一〇・五八 一六・一五	七・〇〇 一三・四五	敷地の幅員 (メートル)
二三三・六〇		延 長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

路線名	加須北川辺線
供用開始の区間	加須市中樋遣川字北瀬田和一七四八番六地先から同市中樋遣川字七釜戸三〇九六番地先まで
供用開始の期日	平成二十九年一月十三日
備考	道路改築工事。 平成二十九年一月十三日付け行田県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三三・六〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年十二月十二日

指令川建セ第二七〇一〇〇一号

二 検査済証番号

平成二十九年一月六日

川建セ第二八〇〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字下四百四十七番一、五百三十六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼四百四十七番地

株式会社 田中工業 代表取締役 田中 歳光

告 示

埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

一 日時

平成二十九年一月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十九年一月十七日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他